



発行 東京都

規則(教)

日 次

112

規則(教)

- 学校職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則(二一件) 一
- 学校職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則 二
- 学校職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則(二二件) 六
- 教職調整額に関する規則の一部を改正する規則 七
- 管理職手当支給に関する規則の一部を改正する規則 八
- 学校職員の初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則 九
- 学校職員の地域手当に関する規則の一部を改正する規則 三
- 学校職員の住居手当に関する規則の一部を改正する規則 三
- 学校職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則 三
- へき地手当等に関する規則の一部を改正する規則 三
- 産業教育手当支給に関する規則の一部を改正する規則 三
- 定時制通信教育手当支給に関する規則の一部を改正する規則 四
- 学校職員の宿日直手当支給に関する規則の一部を改正する規則 四
- 学校職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則 四
- 学校職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則 五
- 義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則(二一件) 六
- 給料の特別調整額に関する規程の一部改正 一三

学校職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則
令和七年十二月二十四日

東京都教育委員会

●東京都教育委員会規則第六十四号

学校職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則
学校職員の給与に関する条例施行規則(昭和三十七年東京都教育委員会規則第二十八
号)の一部を次のように改正する。

別記様式第一号の二中

社会保険料	所得控除の額
給与等からの控除 ※上級国民年金 扶養分 保険	申告による控除分 小規模企業 共済掛金等 生命保険料 地震保険料 配偶者控除 扶養控除等 配偶者特別控除

に

を

社会保険料	所得控除の額
給与等からの控除 ※上級国民年金 扶養分 保険	申告による控除分 小規模企業 共済掛金等 生命保険料 地震保険料 配偶者控除 扶養控除等 配偶者特別控除 特定被扶養者 特別控除

に

改める。

附則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の学校職員の給与に関する条例施行規則別記様式第一号の二による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

学校職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和七年十二月二十四日

●東京都教育委員会規則第六十五号

学校職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則

卷之三

第七条の二第二号中「生理休暇」を「健康管理休暇」に改める。

別記様式第一号の二中

学校職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和七年十二月二十四日

● 東京都教育委員会規則第六十六号

学校職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則

学校職員の初任給、昇格及び昇給等に関する

別表第三を次のように改める。

を

厚生年金/保険料	退職等年金掛金	短傭(健保)	子ども育て	介護掛金(後継給)	雇用保険料
----------	---------	--------	-------	-----------	-------

11

改める。

- 1 この規則は、令和八年四月一日から施行する。
2 この規則の施行の際、この規則による改正前の学校職員の給与に関する条例施行規

別表第3 昇格時号給対応表（第7条関係）

教育職給料表昇格時号給対応表

昇格の日の前日 に受けている号 給	昇格後の号給				
	2級	3級	4級	5級	6級
1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	2
3	1	1	1	1	3
4	1	1	1	1	4
5	1	1	1	1	5
6	1	1	2	1	6
7	1	1	3	1	7
8	1	1	4	1	8
9	1	1	5	1	9
10	1	1	6	1	10
11	1	1	7	1	11
12	1	1	8	1	12
13	1	1	9	1	13
14	1	1	10	1	14
15	1	1	11	1	15
16	1	1	12	1	16
17	1	1	13	1	17
18	2	1	14	1	18
19	3	1	15	1	19
20	4	1	16	1	20
21	5	1	17	1	21
22	6	1	18	1	22
23	7	1	19	1	23
24	8	1	20	1	24
25	9	1	21	1	25
26	10	1	21	1	25
27	11	1	22	1	26
28	12	1	22	1	26
29	13	1	23	1	27
30	13	2	23	1	27
31	14	3	24	1	28
32	14	4	24	1	28
33	15	5	25	1	29
34	15	6	26	1	29
35	16	7	27	1	30
36	16	8	28	1	30
37	17	9	29	1	31
38	18	10	30	1	31
39	19	11	31	1	32
40	20	12	32	1	32
41	21	13	33	1	33
42	21	14	34	1	33
43	22	15	35	1	33
44	22	16	36	1	34
45	23	17	37	1	34
46	23	18	38	1	34
47	24	19	39	1	35
48	24	20	40	1	35
49	25	21	41	1	35
50	26	22	42	1	36
51	27	23	43	1	36
52	28	24	44	1	36
53	29	25	45	1	37
54	30	26	46	1	37
55	31	27	47	1	37
56	32	28	48	1	38
57	33	29	49	1	38
58	33	30	50	1	38

59	34	31	51	2	39
60	34	32	52	2	39
61	35	33	53	3	39
62	35	34	54	3	40
63	36	35	55	4	40
64	36	36	56	4	40
65	37	37	57	5	41
66	38	38	58	6	
67	39	39	59	7	
68	40	40	60	8	
69	41	41	61	9	
70	41	42	61	10	
71	42	43	62	11	
72	42	44	62	12	
73	43	45	63	13	
74	43	45	63	14	
75	44	46	64	15	
76	44	46	64	16	
77	45	47	65	17	
78	46	47	66	17	
79	47	48	67	18	
80	48	48	68	18	
81	49	49	69	19	
82	49	50	69	19	
83	50	51	69	20	
84	50	52	70	20	
85	51	53	70	21	
86	51	53	70	21	
87	52	54	71	21	
88	52	54	71	21	
89	53	55	71	22	
90	53	55	72	22	
91	54	56	72	22	
92	54	56	72	22	
93	55	57	73	23	
94	55	57	73	23	
95	56	58	73	23	
96	56	58	73	23	
97	57	59	74	24	
98	58	59	74	24	
99	59	60	74	24	
100	60	60	74	24	
101	61	61	75	25	
102	61	61	75	25	
103	62	62	75	25	
104	62	62	75	25	
105	63	63	76	26	
106	63	63	76	26	
107	64	64	76	26	
108	64	64	76	26	
109	65	65	77	27	
110	65	65	77	27	
111	65	65	77	27	
112	66	66	78	27	
113	66	66	78	28	
114	66	66	78	28	
115	67	67	79	28	
116	67	67	79	28	
117	67	67	79	29	
118	68	68	80	29	
119	68	68	80	29	
120	68	68	80	30	

121	69	69	81	30	
122	69	69	81	30	
123	69	69	82	31	
124	69	69	82	31	
125	70	70	83	31	
126	70	70	83	32	
127	70	70	84	32	
128	70	70	84	32	
129	71	71	85	33	
130	71	71	85	33	
131	71	71	85	34	
132	71	71	86	34	
133	72	72	86	35	
134	72	72	86		
135	72	72	87		
136	72	72	87		
137	73	73	87		
138	73	73	88		
139	73	73	88		
140	73	74	88		
141	73	74	89		
142	74	74	90		
143	74	75	91		
144	74	75	92		
145	74	75	93		
146	74	76	94		
147	75	76	95		
148	75	76	96		
149	75	77	97		
150	75	77			
151	75	77			
152	76	78			
153	76	78			
154	76	78			
155	76	79			
156	76	79			
157	77	79			
158	77	80			
159	77	80			
160	77	80			
161	78	81			
162	78	81			
163	78	82			
164	78	82			
165	79	83			
166	79	83			
167	79	84			
168	79	84			
169	80	85			
170		85			
171		86			
172		86			
173		87			
174		87			
175		88			
176		88			
177		89			

附 則

の規則は、令和八年四月一日から施行する。

学校職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和七年十二月二十四日

●東京都教育委員会規則第六十七号

東京都教育委員会

学校職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則

学校職員の給料の調整額に関する規則(昭和三十一一年東京都教育委員会規則第二十五号)の一部を次のように改正する。

別表第一及び別表第二を次のように改める。

別表第1(第3条関係)

職務の級	定額
1 級	12,100円。ただし、次の号給の職員にあっては、次の額とする。 1号給11,203円、2号給14,280円、3号給11,363円、4号給11,445円、5号給11,528円、6号給11,632円、7号給11,737円、8号給11,841円、9号給11,946円、10号給12,061円
2 級	14,600円。ただし、次の号給の職員にあっては、次の額とする。 1号給13,288円、2号給13,414円、3号給13,535円、4号給13,656円、5号給13,777円、6号給13,898円、7号給14,019円、8号給14,140円、9号給14,261円、10号給14,355円、11号給14,443円、12号給14,531円
3 級	15,700円
4 級	16,200円
5 級	17,000円
6 級	18,600円

別表第2（第3条関係）

職務の級	定額
1 級	8,600円
2 級	10,900円。ただし、次の号給の職員にあつては、次の額とする。 1号給 10,872円
3 級	11,700円
4 級	12,100円
5 級	12,600円
6 級	13,600円

附 則

（施行期日等）

1 ハの規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の学校職員の給料の調整額に関する規則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、令和七年四月一日から適用する。

（内払）

2 令和七年四月一日からハの規則の施行の日の前日までの間に、改正前の学校職員の給料の調整額に関する規則の規定に基づいて、職員に支払われた給料の調整額は、改正後の規則の規定による給料の調整額の内払とみなす。

学校職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和七年十二月二十四日

東京都教育委員会

●東京都教育委員会規則第六十八号

学校職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則

学校職員の給料の調整額に関する規則（昭和三十二年東京都教育委員会規則第三十五号）の一部を次のように改正する。

別表第一中「17,000円」を「17,300円」に、「18,600円」を「18,800円」に改める。
別表第一中「12,600円」を「12,700円」に、「13,600円」を「13,800円」に改める。

附 則

ハの規則は、令和八年一月一日から施行する。

教職調整額に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和七年十二月二十四日

東京都教育委員会

●東京都教育委員会規則第六十九号

教職調整額に関する規則の一部を改正する規則

教職調整額に関する規則（昭和四十七年東京都教育委員会規則第十四号）の一部を次

のよう^に改正する。

第二条第一項第一号中「東京都教育委員会が東京都人事委員会の承認を得て別に定める研修を受講する者(次号に該当する者)を「指導力不足等教員の取扱いに関する規則(平成十四年東京都教育委員会規則第一号。次号において「指導力規則」という。)」第四条第一項に該当すると認定された者(条例第三条第一項に規定する指導改善研修被認定者)に改め、同項第二号中「指導力不足等教員の取扱いに関する規則(平成十四年東京都教育委員会規則第一号)」を「指導力規則」に、「認定されその旨の通知を受けた者」を「認定された者」に改める。

附 則

この規則は、令和八年一月一日から施行する。

管理職手当支給に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和七年十二月二十四日

東京都教育委員会

●東京都教育委員会規則第七十号

管理職手当支給に関する規則の一部を改正する規則

管理職手当支給に関する規則(昭和三十三年東京都教育委員会規則第二十一号)の一部を次のように改正する。

別表第二及び別表第三を次のように改める。

別表第一(第二条関係)

事務職員給料表	教育職給料表	給料表	管理職手当の区分
		一二六、九〇〇円	区分六
		一一五、九〇〇円	区分七
		八四、八〇〇円	区分九
		七二、〇〇〇円	区分十

別表第三（第二条関係）

給料表	管理職手当の区分	区分六
教育職給料表		一〇三、七〇〇円
	区分七	九四、七〇〇円
	区分九	六一、三〇〇円
	区分十	五一、〇〇〇円

附 則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

学校職員の初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和七年十二月二十四日

●東京都教育委員会規則第七十一号

学校職員の初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則

学校職員の初任給調整手当に関する規則（昭和三十八年東京都教育委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

付則別表第一を次のように改める。

東京都教育委員会

付則別表第1 (付則第2項関係)

期間の区分	職員の区分	第3条第1号の職員及び第4条第1号の職員	第3条第2号の職員及び第4条第2号の職員	第3条第3号の職員及び第4条第3号の職員
(1) 採用の日又は第4条第1号から第3号までの職員となる日からその者の大学卒業の日の属する年の翌年の3月31日までの期間	(1) (1) の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	228, 800	200, 100	130, 600
(2) (2) の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	(2) (2) の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	228, 800	200, 100	130, 600
(3) (3) の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	(3) (3) の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	228, 800	200, 100	130, 600
(4) (4) の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	(4) (4) の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	228, 800	200, 100	130, 600
(5) (5) の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	(5) (5) の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	228, 800	200, 100	130, 600
(6) (6) の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	(6) (6) の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	228, 800	200, 100	130, 600
(7) (7) の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	(7) (7) の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	228, 800	200, 100	130, 600
(8) (8) の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	(8) (8) の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	228, 800	200, 100	130, 600
(9) (9) の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	(9) (9) の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	228, 800	200, 100	130, 600
(10) (10) の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	(10) (10) の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	228, 800	200, 100	130, 600
(11) (11) の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	(11) (11) の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	228, 800	200, 100	130, 600
(12) (12) の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	(12) (12) の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	228, 800	200, 100	130, 600
(13) (13) の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	(13) (13) の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	228, 800	200, 100	130, 600
(14) (14) の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	(14) (14) の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	228, 800	200, 100	130, 600
(15) (15) の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	(15) (15) の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	228, 800	200, 100	130, 600
(16) (16) の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	(16) (16) の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	228, 800	200, 100	130, 600
(17) (17) の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	(17) (17) の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	228, 800	200, 100	130, 600
(18) (18) の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	(18) (18) の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	228, 800	200, 100	130, 600
(19) (19) の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	(19) (19) の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	228, 800	200, 100	130, 600
(20) (20) の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	(20) (20) の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	228, 800	200, 100	130, 600

(21) (21) の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	(22) (22) の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	(23) (23) の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	(24) (24) の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	(25) (25) の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間
222, 400	215, 800	209, 300	202, 600	196, 000
194, 000	188, 000	181, 900	175, 900	169, 900
124, 900	119, 200	113, 600	108, 000	102, 200
(26) (26) の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	(27) (27) の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	(28) (28) の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	(29) (29) の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	(30) (30) の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間
189, 400	182, 800	176, 200	169, 500	157, 700
163, 700	157, 700	151, 700	145, 500	81, 600
97, 000	91, 800	86, 700		
(31) (31) の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	(32) (32) の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	(33) (33) の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	(34) (34) の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	(35) (35) の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間
157, 400	154, 000	151, 900	148, 700	134, 000
134, 000	123, 600	128, 700	123, 600	71, 700
67, 000				
(36) (36) の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	(37) (37) の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	(38) (38) の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	(39) (39) の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	(40) (40) の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間
140, 900	135, 300	129, 900	119, 000	108, 100
118, 400	113, 100	107, 900	97, 800	88, 000
51, 900	55, 300	51, 900	45, 200	38, 800
(41) (41) の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	(42) (42) の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	(43) (43) の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	(44) (44) の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	(45) (45) の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間
124, 400	102, 800	107, 900	97, 800	88, 000
48, 600				

別表第1を次のとおり記入。

別表第1（第6条関係）

期間の区分	職員の区分	第3条第1号の職員及 び第4条第1号の職員	第3条第2号の職員及 び第4条第2号の職員	第3条第3号の職員及 び第4条第3号の職員
(1) 手取の日又は第4条第1号から第3号までの職員とならない者の大学卒業の日の属する年の3月31日までの期間	326,900	285,900	186,500	226,900
(2) (1)の期間の満了する日の翌日から翌年3月31日までの期間	326,900	285,900	186,500	299,000
(3) (2)の期間の満了する日の翌日から翌年3月31日までの期間	326,900	285,900	186,500	280,000
(4) (3)の期間の満了する日の翌日から翌年3月31日までの期間	326,900	285,900	186,500	270,600
(5) (4)の期間の満了する日の翌日から翌年3月31日までの期間	326,900	285,900	186,500	251,700
(6) (5)の期間の満了する日の翌日から翌年3月31日までの期間	326,900	285,900	186,500	242,700
(7) (6)の期間の満了する日の翌日から翌年3月31日までの期間	326,900	285,900	186,500	224,800
(8) (7)の期間の満了する日の翌日から翌年3月31日までの期間	326,900	285,900	186,500	209,300
(9) (8)の期間の満了する日の翌日から翌年3月31日までの期間	326,900	285,900	186,500	193,300
(10) (9)の期間の満了する日の翌日から翌年3月31日までの期間	326,900	285,900	186,500	185,500
(11) (10)の期間の満了する日の翌日から翌年3月31日までの期間	326,900	285,900	186,500	177,700
(12) (11)の期間の満了する日の翌日から翌年3月31日までの期間	326,900	285,900	186,500	170,000
(13) (12)の期間の満了する日の翌日から翌年3月31日までの期間	326,900	285,900	186,500	162,200
(14) (13)の期間の満了する日の翌日から翌年3月31日までの期間	326,900	285,900	186,500	154,400
(15) (14)の期間の満了する日の翌日から翌年3月31日までの期間	326,900	285,900	186,500	146,900
(16) (15)の期間の満了する日の翌日から翌年3月31日までの期間	326,900	285,900	186,500	139,700
(17) (16)の期間の満了する日の翌日から翌年3月31日までの期間	326,900	285,900	186,500	132,600
(18) (17)の期間の満了する日の翌日から翌年3月31日までの期間	326,900	285,900	186,500	125,700
(19) (18)の期間の満了する日の翌日から翌年3月31日までの期間	326,900	285,900	186,500	118,400
(20) (19)の期間の満了する日の翌日から翌年3月31日までの期間	326,900	285,900	186,500	112,000

(21) (20)の期間の満了する日の翌日から翌年3月31日までの期間	317,700	277,100	178,400
(22) (21)の期間の満了する日の翌日から翌年3月31日までの期間	308,300	268,500	170,300
(23) (22)の期間の満了する日の翌日から翌年3月31日までの期間	299,000	259,900	162,300
(24) (23)の期間の満了する日の翌日から翌年3月31日までの期間	289,400	251,300	154,300
(25) (24)の期間の満了する日の翌日から翌年3月31日までの期間	280,000	242,700	146,000
(26) (25)の期間の満了する日の翌日から翌年3月31日までの期間	270,600	233,900	138,600
(27) (26)の期間の満了する日の翌日から翌年3月31日までの期間	261,100	225,300	131,100
(28) (27)の期間の満了する日の翌日から翌年3月31日までの期間	251,700	216,700	123,800
(29) (28)の期間の満了する日の翌日から翌年3月31日までの期間	242,100	207,900	116,500
(30) (29)の期間の満了する日の翌日から翌年3月31日までの期間	232,700	199,000	109,100
(31) (30)の期間の満了する日の翌日から翌年3月31日までの期間	224,800	191,400	102,400
(32) (31)の期間の満了する日の翌日から翌年3月31日までの期間	217,000	183,900	95,700
(33) (32)の期間の満了する日の翌日から翌年3月31日までの期間	209,300	176,500	89,100
(34) (33)の期間の満了する日の翌日から翌年3月31日までの期間	201,300	169,100	83,900
(35) (34)の期間の満了する日の翌日から翌年3月31日までの期間	193,300	161,600	79,000
(36) (35)の期間の満了する日の翌日から翌年3月31日までの期間	185,500	154,200	74,100
(37) (36)の期間の満了する日の翌日から翌年3月31日までの期間	177,700	146,900	69,400
(38) (37)の期間の満了する日の翌日から翌年3月31日までの期間	170,000	139,700	64,600
(39) (38)の期間の満了する日の翌日から翌年3月31日までの期間	162,200	132,600	60,000
(40) (39)の期間の満了する日の翌日から翌年3月31日までの期間	154,400	125,700	55,400

2 この規則による改正後の学校職員の住居手当に関する規則(以下「改正後の規則」という。)第三条第二項及び第四条第一項の規定による届出等は、改正後の規則の規定の例により、この規則の施行の日前においても行うことができる。

学校職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和七年十二月二十四日

東京都教育委員会

●東京都教育委員会規則第七十四号

学校職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

学校職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則(平成九年東京都教育委員会規則第十二号)の一部を次のように改正する。

別表第一十三の部(1)の項中「七千五百円」を「八千円」に改める。

別表第二(1)の項中「終日に及ぶ」を「半日」に、「八時間」を「四時間」に、「午後十一時」を「午後九時」に、「午前二時」を「午前四時」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和八年一月一日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

2 施行日前にこの規則による改正前の学校職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則に規定する業務に従事したことにより支給することとなつた特殊勤務手当で、施行日以後に支給するものについては、なお従前の例による。

(二曆日にわたる勤務の取扱い)

3 この規則による改正後の学校職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の規定は、二曆日にわたる勤務にあつては、施行日以後に始まる勤務から適用し、施行日前から始まる勤務については、なお従前の例による。

べき地手当等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和七年十二月二十四日

●東京都教育委員会規則第七十五号

べき地手当等に関する規則の一部を改正する規則

へき地手当等に関する規則(昭和三十五年東京都教育委員会規則第二十八号)の一部を次のように改正する。

第三条中「(その職員が適用を受ける別表第三に掲げる給料表及びその職員の職務の級に対応する額を超えるときは、その額を限度とする。)」を削る。

別表第三を次のとおり改める。

別表第三

附 則

1 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後のへき地手当等に関する規則(以下「改正後の規則」という。)の規定は、令和七年四月一日から適用する。

2 令和七年四月一日からこの規則の施行の日の前日までの間に、この規則による改正前のへき地手当等に関する規則の規定により支給されたへき地手当は、改正後の規則によるへき地手当の内払とみなす。

3 産業教育手当支給に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和七年十二月二十四日

東京都教育委員会

●東京都教育委員会規則第七十六号

産業教育手当支給に関する規則の一部を改正する規則

産業教育手当支給に関する規則(昭和三十二年東京都教育委員会規則第三十八号)の一部を次のように改正する。

第二条第三項を削り、同条第四項中「第一項及び第二項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とする。

別表を削る。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の産業教育手当支給に関する規則

する規則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、令和七年四月一日から適用する。

2 令和七年四月一日からこの規則の施行の日の前日までの間の勤務について、この規則による改正前の産業教育手当支給に関する規則の規定により既に支給された産業教育手当は、改正後の規則の規定による産業教育手当の内払とみなす。

定時制通信教育手当支給に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和七年十二月二十四日

東京都教育委員会

●東京都教育委員会規則第七十七号

定時制通信教育手当支給に関する規則の一部を改正する規則

定時制通信教育手当支給に関する規則（昭和三十五年東京都教育委員会規則第二十六号）の一部を次のように改正する。

第一条第三項を削り、同条第四項中「第一項及び第二項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とする。

別表を削る。

附則

1 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の定時制通信教育手当支給に関する規則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、令和七年四月一日から適用する。

2 令和七年四月一日からこの規則の施行の日の前日までの間の勤務について、この規則による改正前の定時制通信教育手当支給に関する規則の規定により既に支給された定時制通信教育手当は、改正後の規則の規定による定時制通信教育手当の内払とみなす。

学校職員の宿日直手当支給に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和七年十二月二十四日

東京都教育委員会

●東京都教育委員会規則第七十九号

学校職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則

学校職員の期末手当に関する規則（昭和四十三年東京都教育委員会規則第四十二号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項中第六号及び第七号を削り、第九号を第七号とし、第八号を第六号とし、同条第三項中「育児短時間勤務職員等」を「育児休業法第十条第一項に規定する育児短時間勤務をしている職員（同法第十七条の規定による短時間勤務をしている職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。）」に、「第九号」を「第七号」に、「算出率」を「学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成七年東京都条例第四十五号。以下「勤務時間条例」という。）第三条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数（以下「算出率」とい

●東京都教育委員会規則第七十八号

学校職員の宿日直手当支給に関する規則の一部を改正する規則

学校職員の宿日直手当支給に関する規則（昭和三十一年東京都教育委員会規則第二十四号）の一部を次のように改正する。

第一条の表中「六、一〇〇円」を「六、三〇〇円」に改める。

附則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則による改正後の学校職員の宿日直手当支給に関する規則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、令和七年四月一日以後の日から始まる宿日直勤務について適用する。

3 令和七年四月一日からこの規則の施行の日の前日までの間に、この規則による改正前の学校職員の宿日直手当支給に関する規則の規定により既に支給された宿日直手当は、改正後の規則の規定による宿日直手当の内払とみなす。

学校職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和七年十二月二十四日

う。)」に改める。

別表第一育児休業に相当する休業の項及び育児短時間勤務職員等に相当する者の項を削る。

別記第一号様式及び第三号様式中「処分書を受けた日」を「この処分があつたことを知つた日」に、「3月以内であつても、この処分の日」を「3月以内であつても、この処分があつた日」に、「の翌日から起算して6月」を「から6月」に、「処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分」を「処分の日から1年を経過すると処分」に、「裁決の日の翌日から起算して」を「裁決の日から」に改める。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の学校職員の期末手当に関する規則第四条第二項及び第三項並びに別表第一の規定は、令和七年十二月二日から適用する。

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の学校職員の期末手当に関する規則別記第一号様式及び第三号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

令和七年十二月二十四日

東京都教育委員会

●東京都教育委員会規則第八十号

学校職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

学校職員の勤勉手当に関する規則(昭和五十四年東京都教育委員会規則第十六号)の一部を次のように改正する。

第二条中「第二項から第六項まで」を「第三項から第七項まで」に改める。

第三条の四第一項第一号中「一万分の二万四千五百」を「一万分の二万七千五百」に

改め、同項第二号中「一万分の九千六百三十五」を「一万分の九千八百四十」に、「一万分の一千五百」を「一万分の一万九千」に改め、同項第三号中「一万分の九千七百五十二・

五」を「一万分の九千九百六十」に、「一万分の一万六千五百」を「一万分の一万八千」に改め、同項第五号中「一万分の六千七・五」を「一万分の六千二百三十」に、「一万分の八千五百」を「一万分の九千五百」に改め、同項第六号中「一万分の五千百十七・五」を「一万分の五千三百四十五」に、「一万分の七千」を「一万分の八千」に改め、同項第七号中「一万分の五千百七十五」を「一万分の五千四百」に、「一万分の五千五百」を「一万分の七千五百」に改め、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項中「第二項及び第三項」を「第三項及び第四項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「第一項の」を「第一項及び第二項の」に改め、「規定する割合」の下に「(加算対象職員にあつては、加算後割合)」を加え、同項を同条第五項とし、同条第三項の表以外の部分中「第一項の」を「第一項及び第二項の」に改め、「規定する割合」の下に「(加算対象職員にあつては、加算後割合)」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項の」を「前二項の」に、「前項第一号」を「第一項第一号」に改め、「規定する割合」の下に「(加算対象職員にあつては、加算後割合)」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、基準日等において前項各号に掲げる職員である者のうち、教育委員会が人事委員会の承認を得て定める成績率を加算する場合の対象となる者(以下「加算対象職員」という。)の成績率は、当該各号に規定する割合に、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる割合を加えた割合(以下「加算割合」という。)とする。

一 前項第一号から第四号までに掲げる職員 一万分の〇以上一万分の千二百以下の範囲内でそれぞれ教育委員会が人事委員会の承認を得て定める割合

一 前項第五号から第七号までに掲げる職員 一万分の〇以上一万分の六百以下の範囲内でそれぞれ教育委員会が人事委員会の承認を得て定める割合

第五条の次に次の二条を加える。

(教育委員会が支給する勤勉手当の額の総額の例外)

第五条の二 条例第二十四条の二第二項ただし書に規定する教育委員会規則で定める場合は、加算対象職員に著しい偏りが生じる等の事情により、教育委員会が支給する勤勉手当の額の総額が、同項各号に掲げる額のいずれかを超える場合とする。

附則

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第三条及び第三条の四（同条第一項の改正規定を除く。）の改正規定並びに第五条の次に一条を加える改正規定は、令和八年四月一日から施行する。

2 この規則による改正後の学校職員の勤勉手当に関する規則第三条の四第一項の規定は、令和七年十二月一日から適用する。

義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和七年十二月二十四日

東京都教育委員会

●東京都教育委員会規則第八十一号

義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則

義務教育等教員特別手当に関する規則（昭和五十一年東京都教育委員会規則第八号）

の一部を次のように改正する。

第四条中「別表」を「別表第一」に改め、同条に次の二項を加える。

2 各月の初日に次条各号に掲げるいずれかの校務を分掌する職員の義務教育等教員特別手当の月額は、前項各号に掲げる額を別表第二に掲げる額にそれぞれ加えた額とする。ただし、分掌する校務が次条各号のうち二以上に該当するときの職員の義務教育等教員特別手当の月額は、当該職員が該当する別表第一の校務の種類の欄に掲げる区分に応じて、同表の金額の欄に定める額のうち最も高い額を加えた額とする。

第四条の次に次の二条を加える。

(校務の種類)

第四条の二 条例第二十四条の三第二項に規定する教育委員会規則で定める校務の種類は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 学級を担任する業務
- 二 前号の学級を担任する業務を補佐する業務
- 三 複数の者で学級を担任する業務（前二号のいずれかに該当する場合を除く。）
(校務の分掌状況に係る届出)

第四条の三 校長は、毎年度、前条に規定する校務の分掌状況を東京都教育委員会に届け出なければならない。

2 校長は、前項の届出に係る事項に変更があつたときは、速やかにその旨を東京都教育委員会に届け出なければならない。

別表中「別表」を「別表（第4条関係）」に改め、「（第4条関係）」を削り、同表を別表第一とし、同表の次に次の二表を加える。

別表第一とし、同表の次に次の二表を加える。

別表第二（第4条関係）

校務の種類	金額
1 第4条の2第1号の校務	3,000円
2 第4条の2第2号の校務	1,000円
3 第4条の2第3号の校務	2,000円

附則

この規則は、令和八年一月一日から施行する。

義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和七年十二月二十四日

◎東京都教育委員会規則第八十二号

義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則

義務教育等教員特別手当に関する規則（昭和五十一年東京都教育委員会規則第八号）

の一部を次のように改正する。

別表第一を次のように改める。

東京都教育委員会

別表第一(第4条関係)

教育職給料表の適用を受ける者

職員の区分	職務の級号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員	1	1,850 円	2,270 円	3,290 円	3,560 円	6,220 円	6,480 円
	2	1,870	2,310	3,330	3,600	6,260	6,530
	3	1,890	2,340	3,370	3,650	6,350	6,570
	4	1,920	2,380	3,410	3,690	6,430	6,610
	5	1,940	2,410	3,450	3,730	6,480	6,650
	6	1,960	2,440	3,490	3,780	6,520	6,690
	7	1,990	2,470	3,530	3,820	6,560	6,730
	8	2,010	2,500	3,570	3,860	6,600	6,770
	9	2,040	2,530	3,610	3,910	6,640	6,820
	10	2,060	2,570	3,650	3,950	6,680	6,860
	11	2,090	2,610	3,690	4,000	6,750	6,900
	12	2,120	2,640	3,740	4,040	6,770	6,940
	13	2,140	2,670	3,780	4,090	6,820	6,990
	14	2,180	2,720	3,820	4,130	6,840	7,030
	15	2,210	2,750	3,860	4,180	6,870	7,070
	16	2,230	2,790	3,910	4,220	6,900	7,110
	17	2,270	2,820	3,950	4,270	6,950	7,150
	18	2,310	2,860	3,990	4,310	6,990	7,190
	19	2,340	2,900	4,030	4,370	7,020	7,230
	20	2,380	2,940	4,080	4,410	7,050	7,270
	21	2,410	2,980	4,130	4,460	7,140	7,310
	22	2,430	3,010	4,170	4,500	7,180	7,350
	23	2,460	3,060	4,220	4,550	7,210	7,390
	24	2,480	3,100	4,260	4,630	7,240	7,430
	25	2,500	3,130	4,310	4,670	7,270	7,480
	26	2,520	3,170	4,350	4,710	7,300	7,510
	27	2,550	3,210	4,400	4,760	7,330	7,550
	28	2,570	3,250	4,440	4,800	7,360	7,580
	29	2,590	3,290	4,490	4,840	7,380	7,620
	30	2,610	3,320	4,530	4,890	7,400	7,670
	31	2,630	3,360	4,570	4,930	7,430	7,700
	32	2,650	3,400	4,630	4,970	7,450	7,740
	33	2,680	3,440	4,670	5,030	7,460	7,780
	34	2,700	3,480	4,710	5,070	7,480	7,820
	35	2,730	3,520	4,760	5,120	7,490	7,850
	36	2,750	3,560	4,800	5,160	7,510	7,890

37	2,770	3,600	4,840	5,210	7,520	7,920
38	2,800	3,640	4,890	5,260	7,540	7,950
39	2,820	3,680	4,930	5,310	7,560	7,990
40	2,840	3,720	4,970	5,350	7,570	8,020
41	2,880	3,760	5,030	5,400	7,580	8,050
42	2,910	3,800	5,070	5,450	7,600	8,070
43	2,930	3,840	5,120	5,500	7,620	8,100
44	2,960	3,880	5,160	5,540	7,630	8,130
45	2,990	3,930	5,200	5,580	7,650	8,150
46	3,020	3,970	5,250	5,640	7,660	8,180
47	3,040	4,010	5,290	5,680	7,680	8,200
48	3,070	4,050	5,340	5,730	7,690	8,220
49	3,100	4,090	5,380	5,770	7,710	8,240
50	3,130	4,130	5,420	5,820	7,720	8,260
51	3,160	4,160	5,470	5,860	7,730	8,280
52	3,180	4,200	5,510	5,900	7,750	8,310
53	3,210	4,250	5,560	5,950	7,760	8,330
54	3,240	4,290	5,600	5,990	7,770	8,350
55	3,270	4,330	5,640	6,040	7,790	8,370
56	3,290	4,370	5,680	6,080	7,810	8,390
57	3,320	4,410	5,730	6,130	7,820	8,410
58	3,350	4,450	5,760	6,170	7,840	8,430
59	3,370	4,490	5,800	6,220	7,850	8,450
60	3,400	4,530	5,840	6,260	7,860	8,470
61	3,430	4,570	5,890	6,310	7,880	8,490
62	3,460	4,610	5,920	6,350	7,900	8,510
63	3,480	4,650	5,970	6,390	7,910	8,530
64	3,500	4,690	6,010	6,430	7,920	8,550
65	3,540	4,720	6,040	6,480	7,950	8,570
66	3,560	4,760	6,070	6,520		
67	3,590	4,800	6,120	6,560		
68	3,610	4,840	6,150	6,600		
69	3,640	4,880	6,180	6,640		
70	3,670	4,910	6,210	6,680		
71	3,690	4,950	6,240	6,750		
72	3,720	4,990	6,280	6,770		
73	3,740	5,030	6,320	6,820		

74	3,770	5,060	6,350	6,840		
75	3,800	5,100	6,370	6,870		
76	3,820	5,140	6,410	6,900		
77	3,840	5,180	6,430	6,920		
78	3,860	5,220	6,460	6,950		
79	3,890	5,270	6,500	6,970		
80	3,910	5,280	6,530	6,990		
81	3,930	5,310	6,560	7,010		
82	3,970	5,340	6,580	7,020		
83	3,980	5,370	6,600	7,040		
84	4,010	5,390	6,630	7,050		
85	4,030	5,420	6,650	7,080		
86	4,050	5,450	6,680	7,100		
87	4,080	5,480	6,700	7,120		
88	4,100	5,500	6,730	7,140		
89	4,130	5,520	6,750	7,150		
90	4,150	5,550	6,760	7,160		
91	4,170	5,570	6,770	7,170		
92	4,200	5,600	6,770	7,180		
93	4,220	5,620	6,780	7,180		
94	4,240	5,640	6,800	7,190		
95	4,260	5,650	6,810	7,200		
96	4,290	5,670	6,820	7,210		
97	4,310	5,690	6,820	7,220		
98	4,330	5,710	6,830	7,220		
99	4,350	5,730	6,840	7,230		
100	4,370	5,750	6,840	7,240		
101	4,390	5,760	6,850	7,240		
102	4,420	5,780	6,860	7,250		
103	4,440	5,800	6,860	7,260		
104	4,460	5,820	6,870	7,270		
105	4,480	5,830	6,880	7,280		
106	4,500	5,840	6,880	7,280		
107	4,520	5,860	6,890	7,290		
108	4,540	5,880	6,900	7,300		
109	4,560	5,890	6,910	7,310		
110	4,570	5,910	6,920	7,310		
111	4,590	5,920	6,920	7,320		

112	4,610	5,940	6,930	7,330
113	4,630	5,950	6,940	7,340
114	4,650	5,970	6,950	7,350
115	4,660	5,980	6,960	7,350
116	4,670	5,990	6,970	7,360
117	4,690	6,010	6,970	7,370
118	4,700	6,020	6,980	7,370
119	4,710	6,030	6,990	7,380
120	4,730	6,040	6,990	7,390
121	4,740	6,050	7,000	7,390
122	4,760	6,060	7,010	7,400
123	4,770	6,070	7,010	7,410
124	4,780	6,090	7,020	7,420
125	4,800	6,100	7,030	7,430
126	4,810	6,120	7,040	7,430
127	4,820	6,130	7,050	7,440
128	4,830	6,140	7,050	7,450
129	4,840	6,150	7,060	7,450
130	4,860	6,160	7,070	7,460
131	4,860	6,170	7,080	7,480
132	4,870	6,190	7,090	7,480
133	4,880	6,200	7,090	7,490
134	4,900	6,210	7,100	
135	4,910	6,220	7,110	
136	4,920	6,230	7,110	
137	4,930	6,240	7,120	
138	4,940	6,260	7,130	
139	4,950	6,270	7,140	
140	4,960	6,280	7,140	
141	4,970	6,300	7,150	
142	4,980	6,310	7,160	
143	4,990	6,320	7,170	
144	5,010	6,330	7,180	
145	5,020	6,350	7,180	
146	5,030	6,360	7,190	
147	5,040	6,370	7,200	
148	5,050	6,380	7,210	

	149	5,060	6,390	7,220			
	150	5,070	6,410				
	151	5,080	6,420				
	152	5,090	6,430				
	153	5,100	6,440				
	154	5,110	6,460				
	155	5,120	6,470				
	156	5,140	6,480				
	157	5,150	6,490				
	158	5,160	6,500				
	159	5,170	6,520				
	160	5,180	6,530				
	161	5,190	6,540				
	162	5,200	6,560				
	163	5,210	6,570				
	164	5,220	6,580				
	165	5,230	6,590				
	166	5,240	6,600				
	167	5,260	6,610				
	168	5,270	6,630				
	169	5,280	6,640				
	170		6,650				
	171		6,670				
	172		6,680				
	173		6,690				
	174		6,700				
	175		6,720				
	176		6,730				
	177		6,750				
定年前 再任用 短時間 勤務職		3,250	4,080	4,480	4,700	5,140	6,360

附則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

訓
令
(教)

● 東京都教育委員会訓令第二十六号

部を次のように改正する。
給料の特別調整額に関する規程
(昭和三十一年東京都教育委員会訓令甲第四号) の

令和七年十一月十四日

削る。については区分十二)」を削り、「」の承認を得て教育委員会」を「」の承認を得て東京都教育委員会(以下「教育委員会」という。)」に改め、「又は区分十二」、「(教育委員会が別に定めるものについては区分十二)」、「(教育委員会が別に定めるものについては区分十二)」及び「、教育委員会が別に定めるものについては区分十二」を

別表第二及び別表第三を次のように改める。

区分	特 别 の 区 画 分 類	給 料 表
区分一		医療費給料表(四)
区分二		行政職給料表(一)
区分三		一三八、八〇〇円
区分四		一三七、〇〇〇円
区分五		一三五、三〇〇円
区分六		一三二、九〇〇円
区分七		一一七、五〇〇円
区分八		九六、五〇〇円
区分九		八四、八〇〇円

別表第一 第二条関係(

区分一	区分二	区分三	区分四	区分五	区分六	区分七	区分八	区分九
六〇, 〇〇〇円	七〇, 〇〇〇円	八〇, 〇〇〇円	九〇, 〇〇〇円	一〇, 〇〇〇円	一七, 〇〇〇円	二四, 〇〇〇円	三一, 〇〇〇円	三八, 〇〇〇円
医療費給付表(一)	行政費給付表(一)	給料表(一)	給料表(二)	給料表(三)	給料表(四)	給料表(五)	給料表(六)	給料表(七)

別表第三(第二)条(別表第一)

●東京都教育委員会訓令第二十七号

附 則

この訓令は、令和八年四月一日から施行する。

東京都教育委員会
教 育 事 務 所 所 所 所 所 所 所 所
都 立 中 等 教 育 学 校 校 校 校 校 校
都 立 特 別 支 援 学 校 校 校 校 校 校
都 立 小 学 校 校 校 校 校 校

宿日直手当支給規程(昭和三十四年東京都教育委員会訓令甲第七号)の一部を次のように改正する。

令和七年十二月二十四日

東京都教育委員会

第二条の表中「六、一〇〇円」を「六、三〇〇円」に改める。

附 則

- この訓令による改正後の宿日直手当支給規程(以下「改正後の規程」という。)の規定は、令和七年四月一日以後の日から始まる宿日直勤務について適用する。
- 令和七年四月一日からこの訓令の施行の日の前日までの間に、この訓令による改正前の宿日直手当支給規程の規定により既に支給された宿日直手当は、改正後の規程による宿日直手当の内払とみなす。

雜 報

東京都職員共済組合の職員に関する規程の一部を改正する規程を公布する。

令和七年十二月二十四日

●東京都職員共済組合規程第十一号

東京都職員共済組合
理事長 栗 岡 祥 一

東京都職員共済組合の職員に関する規程の一部を改正する規程
(平成七年東京都職員共済組合規程第八号)
の一部を次のように改正する。

第二十六条及び第二十八条中「生理休暇」を「健康管理休暇」に改める。

第二十九条第四項を次のように改める。

4 第二十七条の二により規定する介護時間を申請するための様式は、別記第六号様式とし、要介護者の介護を必要とする一の継続する状態について、最初の介護時間を取得する日から起算して三年を経過する日までの期間（以下「当初取得期間」という。）に係るものにあっては当該申請に係る介護時間取得の初日の前日までに、当初取得期間経過後の一会計年度ごとの期間に係るものにあっては当該申請に係る介護時間取得の初日の一年前から同日の前日までの間に、それぞれ申請し、理事長の承認を得なければならない。

別記第五号様式中「6月」を「1年」に改める。

附 則

1 この規程は、令和八年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

2 この規程による改正後の東京都職員共済組合の職員に関する規程（以下「改正後の規程」という。）第二十六条に規定する健康管理休暇、改正後の規程第二十七条第二項の規定により都の例によることとされる同規程第二十九条第三項の介護休暇及び改正後の規程第二十九条第四項に規定する介護時間の請求等は、この規程の施行の日前においても行うことができる。

3 この規程の施行の際、この規程による改正前の東京都職員共済組合の職員に関する規程別記第五号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

発行 東京
電話 東京都新宿区西新宿二丁目八番一
○三(5332)1111-8001
代号 163-8001
都

郵便番号 163-8001
定価 本号
一箇月 六、六〇〇円
(郵送料を含む。) 七〇円

印刷所 勝美
電話 東京都文京区白山二丁目十三番七
○三(3812)5201
代号 113-0001
社

ミックス
FSC
FSC® C006270

リサイクル適性 A

このページは、再生紙で
リサイクルして作成されました。